日本人大学院在学生、特別専攻科生

④ 日本人大学院生用しおり
（令和8年度後学期授業料免除・徴収猶予）

日本人大学院生及び特別専攻科生は、学業成績及び家計状況に基づいて、授業料免除（徴収猶予）の審査を行います。授業料免除（又は徴収猶予）を希望する場合は、本しおりのとおり、手続きを行ってください。申請は免除か徴収猶予のいずれか一つで、同時に複数申請することはできません。

1. 対象者

以下のすべてに該当する者

●日本人大学院生又は特別専攻科生
●以下、「申請理由」のいずれかに該当する者

「申請理由」

☐ **経済的理由**・・・・・・・経済的理由により授業料の納付が困難である場合

☐ **家計支持者死亡**・・・2026年4月1日以降に、学費負担者が死亡している場合
※申請者区分「独立生計学生」を選択する場合、申請理由として「家計支持者死亡」を選択することはできません

☐ **災害による被災**・・・被災学生である者
※被災学生については、下記をご確認ください。
被災学生に対する授業料免除｜茨城大学（ibaraki.ac.jp）

重　要

以下の制度に該当する学生は、令和8年度の授業料が「全額免除」となるため、**本しおりに記載された大学独自の授業料免除申請は“不要”です。**

- **茨城大学大学院博士後期課程サステナブルな社会の構築に資する高度科学技術人材育成プロジェクト奨学生に採用された学生**
- **令和8年度前学期に「博士後期課程への進学予定者に係る授業料免除制度」で全額免除となった学生**

※上記の制度による後学期分授業料免除の結果通知は、大学独自制度と同じ令和8年12月下旬を予定しています。

【補足】

理工学研究科博士前期課程の学生で、令和8年度前学期に「博士後期課程への進学予定者に係る授業料免除制度」で**半額免除**となった学生は、本しおりで案内する大学独自の授業料免除制度にも申請することが可能です。
大学独自の授業料免除が認められた場合は、両方の制度による免除額を合算した金額が最終的な免除額（当該学期分の授業料額を上限とする）となります。大学独自の授業料免除を希望する場合は、本しおりに従って申請を行ってください。

2. 申請手順

以下の手順で申請を行ってください。

① 申請書類の作成

申請に必要な書類(様式)は本学のホームページに掲載しています。
茨城大学HP＞総合メニュー＞学生支援＞経済的支援制度＞申請書案内・申請様式のダウンロード
(学費免除／徴収猶予)　➡「④令和8年度大学院在学生(日本人)である者」の項目(本学所定様式)から確認をしてください。
https://www.ibaraki.ac.jp/m/lifesupport/economicsupport/shinsei_exemption/index.html

② 書類の提出

●提出期限

令和8年10月13日(火)厳守

※郵送で提出する場合は、10月13日(火)必着

●提出書類

以下、『3. 提出書類について』 を確認してください。

●提出先

≪窓口に提出する場合≫

水戸地区：スチューデントライフサポート室　　平日 8:30～17:00
日立地区：工学部学務グループ　平日 8:30～17:00
阿見地区：農学部学務グループ　平日 8:30～17:00

※大学休業日は窓口業務を行っておりません。休業日等は大学HPにてご確認願います。

≪郵送で提出する場合≫

〒310-8512　水戸市文京2－1－1 茨城大学スチューデントライフサポート室 宛
「令和8年度後学期授業料免除申請書類在中」と封筒の表に朱書きしてください。

※郵送の場合、配達記録が残る簡易書留又はレターパックライトを使用してください。
（書類が到着しているかどうかのお問い合わせには回答いたしません。）
※郵送で提出する場合であっても、期限内必着とします。

3. 提出書類について

※本学所定様式は、大学ホームページに掲載しています(掲載先は「2.申請手順」 ①を参照)。

◆ 該当する「申請者区分」の必要書類を提出してください。

「申請者区分」

□ **一般学生**・・・・・・・生計維持者が原則、父母である学生

□ **独立生計学生**・・・原則として下記①～③をすべて満たす者
①所得税法上、父母等の扶養親族でない者
②父母と別居している者
③本人(配偶者があるときは配偶者を含む)に収入があり、その収入について申告がなされ、課税証明書が発行される者

【提出書類】　○･･･全員提出、△･･･該当する場合のみ提出

一般学生	独立生計学生	提出書類
○	○	**様式A:提出書類チェック票**
○	○	**様式006：2026年度茨城大学独自の学費免除（または徴収猶予）申請書**
○	―	**生計維持者（父・母）の（非）課税証明書（原本）** ※令和8年度（令和7年分）の証明書を発行してください。 ※当該年度の所得がなく課税されていない場合は、非課税証明書を発行してください。
―	○	**生計維持者（学生・配偶者）の（非）課税証明書（原本）** ※令和8年度（令和7年分）の証明書を発行してください。 ※当該年度の所得がなく課税されていない場合は、非課税証明書を発行してください。
○	―	**生計維持者（父・母）の世帯全員分の住民票（原本）** ※令和8年1月1日以降に発行されたもの ※『この写しは世帯全員分の住民票の原本と相違ないことを証明する』と記載されている住民票を提出してください。 ※学生本人又は就学中の兄弟姉妹が住民票を異動している場合は、学生本人又は就学中の兄弟姉妹の住民票は提出不要です。
―	○	**生計維持者（学生・配偶者）の世帯全員分の住民票（原本）** ※令和8年1月1日以降に発行されたもの ※『この写しは世帯全員分の住民票の原本と相違ないことを証明する』と記載されている住民票を提出してください。
―	△	**様式007：年収入額（実績・見込）証明書** 課税証明書が提出できない者で、給与収入がある者のみ提出 ※給与収入実績額を勤務先が証明する書類となります 【令和7（2025）年度以前入学者】 2025年10月～2026年9月までの実績額 【令和8（2026）年度4月入学者】 2026年4月～2026年9月までの実績額 ※給与明細のコピー、通帳等（入金履歴）のコピーでも代替可能です
△ 被災	△ 被災	**被災学生のみ提出（以下の該当するいずれかを提出）** **・罹災証明書のコピー** **・被災証明書のコピー** **・届出避難場所のコピー** **・除籍証明書のコピー** 【参考】被災学生については、下記を確認してください。 被災学生に対する授業料免除｜茨城大学（ibaraki.ac.jp）
△ 家計支持者死亡	―	**申請理由が「家計支持者死亡」の者のみ提出** **・戸籍謄（抄）本の除票** **・住民票の除票** **・死亡届の写し** ※2026年4月1日以降に学費負担者が死亡した者は、上記いずれかを提出
―	○	**以下のいずれかを提出** **・学生本人の健康保険資格確認書コピー** ※「本人」と記載があるもの **・マイナポータルより健康保険証情報画面を印刷したもの**

一般学生	独立生計学生	提出書類
△	△	**様式008：申立書** **以下のいずれかに該当する場合は、提出してください。** **①父母の含まれる世帯全員分の住民票及び父母の課税証明書について、父母が生死不明、行方不明等により提出ができない場合** **②貸与奨学金のみで生計を立てており、課税証明書による収入確認ができない場合** **③給付奨学金を受給している場合** **④独立生計学生について、海外在住等の理由で日本において市町村民税が課税されておらず、学生本人（及び配偶者）の課税証明書が提出できない場合** ※②、③に該当する場合は「申立書」と併せて採用されている奨学金の決定通知書・奨学生証等のコピーを提出すること。
―	△	**採用されている奨学金の決定通知書・奨学生証等のコピー** ※給与収入がない独立生計学生で、貸与奨学金のみで生計を立てており、課税証明書による収入の確認が困難な場合、又は給付奨学金を受給している場合は提出してください。

4. 授業料免除及び徴収猶予について

授業料免除は、授業料の全額又は半額、もしくは1/4額を免除する制度です。
授業料徴収猶予には「延納」と「月割分納」があり、「延納」は支払期限を一定期間まで延長することができ、「月割分納」は半期分の授業料を月割で納めることができる制度です。

5. 選考について

学業成績及び家計状況に基づき審査します。それぞれの基準を満たさなければ適格者となりません。
ただし、被災学生は家計状況のみで判定されます。

（1）学業成績について

【令和8（2026）年度入学者】

学力等の基準
学力基準については、全員が満たしているものとする

【令和7（2025）年度以前入学者】

前年度までの成績を対象に、以下の基準を満たす必要があります。

学力等の基準（ア、イのいずれかに該当すること）	
ア	学業成績の評定平均値が2.8以上であること
イ	修得した単位数が標準修得単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

ただし、下記の「廃止」のいずれか、又は「警告」のいずれかの事項に連続して該当した場合は、授業料免除はその時点で廃止され、復活することはありません。

区分		学業成績の基準
廃止	1	修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと
	2	修得した単位数の合計数が標準修得単位数の6割以下であること
	3	履修科目の授業への出席率が6割以下であること、その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること
	4	次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること
警告	1	修得した単位数の合計数が標準修得単位数の7割以下であること（「廃止」の区分「2」に掲げる基準に該当する者を除く）
	2	GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること
	3	履修科目の授業への出席率が8割以下であること、その他の学修意欲が低い状況にあると認められること（「廃止」の区分の3に掲げる基準に該当するものを除く）

【標準修得単位数】

学年	修士課程 博士前期課程	博士後期課程	専門職学位課程
2	10（5）	4（2）	23
3		8（6）	

※学年は2026年4月時点の学年です。
※（ ）の数字は、後学期入学者の標準修得単位数

（2）家計状況について

本学では、申請者自身が免除の適格について確認できるよう「課税証明書」の市町村民税所得割額に基づいた、家計基準を採用しております。具体的には、申請者区分「一般学生」の場合は原則として父母の市町村民税所得割額の合算額を「所得割額段階表」に基づき段階的に分けた後、「判定基準表」に基づいて免除判定を行います。
申請者区分「独立生計学生」の場合も原則、本人及び配偶者の課税証明書の「市町村民税所得割額」を用いて算定します。ご自身がどのカテゴリーに入るのか「判定基準表」をよく確認し、免除等の申請をしてください。

【所得割額段階表】

基準	所得割額（生計維持者の合算額）	備　考	
Ⅰ	0円	「家計基準」は、原則、左記に記載のある生計維持者の課税証明書の市町村民税所得割額の合算額を基準とします。右記は所得割額を年収とした場合の目安であり、選考で適用する場合があります。	250万円未満
Ⅱ	100円～ 51,300円未満		250～350万円未満
Ⅲ	51,300円～102,600円未満		350～470万円未満
Ⅳ	102,600円～154,500円未満		470～590万円未満
Ⅴ	154,500円～304,200円未満		590～910万円未満

※政令指定都市に居住している場合は、税源移譲前の金額を使用します。

【判定基準表】

学種	授業料免除適格者			徴収猶予適格者
	全額	半額	1/4額	
修士・博士前期課程（日本人）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅰ～Ⅴ
博士後期課程（日本人）	Ⅰ	Ⅱ～Ⅴ	―	
専門職学位課程	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	
特別専攻科	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	
被災学生	Ⅰ	Ⅱ～Ⅴ	―	

6. 授業料免除等の結果通知について

申請した授業料免除等の結果については、令和8年12月下旬（予定）に学生番号のメールアドレス宛にスチューデントライフサポート室から通知します。

※免除等申請者は結果が通知されるまでは授業料の納付が猶予されます。通知があるまで納付しないでください。
※全額免除となった方以外は、大学からの案内に基づき、指定された納付期限までに授業料を納付してください。
※申請する学期の途中で休学や退学等を予定している者は申請できません。授業料の免除申請後に休学、退学が決定した場合は、スチューデントライフサポート室まで申し出てください。

7. 留意事項

■手続きは、必ず学生本人が行ってください。
■申請書類は、黒色ボールペンで記入してください。（消せるペンは使用不可）
申請書類の記入を誤った場合は、二重線で取消のうえ、余白に丁寧に書き直してください。（修正液や修正テープ使用不可）
■提出書類は提出前にコピーか写真を撮って控えを残してください。
■提出書類に関して不備等がある場合には、本人の携帯電話又は学生番号のメールアドレスに連絡する場合があります。スチューデントライフサポート室から着信がありましたら必ず応答をお願いいたします。 連絡未確認により生じる不利益には応じられませんのでご注意ください。
■通年で授業料免除等を希望する場合、年2回（前学期及び後学期）の授業料免除等申請が必要です。学期毎の案内に従って手続きを行ってください。
■大学独自の入学料・授業料免除制度は、毎年の予算額に応じて内容に変更があります。収入状況に変化がない場合でも、毎年同じ免除金額になるとは限りません。また、入学料及び授業料の免除については、学業成績及び家計状況の基準に基づき適格者であるかの判定を行いますが、免除予算を超過する場合は、経済困窮度の高い者を優先して免除をするため、適格者であっても必ずしも免除を確約するものではありません。
■申請期限は厳守となり、期限後の申請は、受理いたしません。
■虚偽の内容を申告した場合は「申請取り消し」になります。また、免除結果通知後に、虚偽の事実が判明した場合も、「申請取り消し」により免除結果無効といたします。
■申請書類の記入内容及び提出書類の情報は、学生の経済支援を目的とした業務にのみ利用します。
■他の学費免除制度との併願が可能です。本申請の結果、免除が許可された場合の他制度への影響につきましては、申請者自身が他制度の要項等でご確認ください。
■修業年限超過者は、選考の対象とはなりません。ただし、大学院研究科学生において学位論文の作成が本人の責によらない事由で遅延した結果、修業年限を超過したと認められる場合は選考の対象とな

る可能性があります。本人の責によらない事由と認められるかどうかは、指導教員等にも確認の上で審査を行いますので、必ずしも免除等申請が許可されるものではありません。

8. 問い合わせ先

スチューデントライフサポート室　**E-mail : adm-keizai_shien.sbx[at]vc.ibaraki.ac.jp**
（メールアドレスの[at]は@に置き換えてください。）

※まずは本案内をすべて確認した上で、ご不明な点があればスチューデントライフサポート室までお問い合わせください。
※お問い合わせは必ず学生本人から学生番号のメールアドレスを用いて連絡してください。
【メールに記載いただきたい事項】
①学生番号　②氏名　③連絡可能な電話番号　④具体的な質問内容
※お問い合わせには順次回答いたします。お問い合わせが集中する時期となりますので、大学からの回答まで時間を要する可能性があります。余裕をもってお問い合わせください。
※お問い合わせには大学の営業日内で対応させていただきます。土日祝日や大学の休業期間にお問い合わせいただいた場合、翌営業日以降の回答となります。